

その他の家計に関わる 主な改正点

八木 正宣 税理士法人 SBL 代表社員 / 税理士 / 行政書士 / CFP®

ここでは、前項の「年収の壁」と「確定拠出年金制度」の項目以外で、家計への影響が懸念される令和7年度税制改正大綱の項目や来年度以降に改正予定の項目について解説します。

特に少子化対策の一環として、令和6年度税制改正に続いて、子育て世代の支援税制が重点的に取り組まれています。

子育て世帯の 生命保険料控除 の拡充

1

生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料を支払った場合には、一定額の所得控除（生命保険料控除）を受けることができます。

子育て世帯は、安全で快適な住宅の確保や子どもの養育の面で、扶養者に経済的に多く負担がかかっています。このような

出所：筆者作成

図表1 生命保険料控除の限度額

区分	現行	改正案（23歳未満の扶養親族ありの場合）
一般生命保険料	4万円	6万円
介護医療保険料	4万円	4万円
個人年金保険料	4万円	4万円
全体の限度額	12万円	12万円

※平成24年以後契約分

扶養者の死亡等のリスクへの備えを強化するため、令和8年分の所得税における生命保険料控除について、23歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料（一時払契約を除く）の控除限度額が6万円（現行4万円）に拡充されます（図表1）。

ただし、一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料を合わせた適用限度額は12万円

のままです。
すでに生命保険料控除全体で12万円に達している子育て世帯の扶養者に関しては、リスクへの備えが十分であると考えられ、生命保険料控除の増額はありません。

住宅ローン控除・ リフォーム促進 税制の延長

2

令和6年度税制改正では、子育て世帯等の居住環境改善のため、住宅ローン控除・リフォーム促進税制が拡充されました。令和7年度税制改正大綱では、この適用要件・時期が1年延長されることが明記されています。

なお、対象となる子育て世帯とは、令和7年12月31日時点で、年齢19歳未満の扶養親族を有する者、または年齢40歳未満であって配偶者を有する者を指

図表2 住宅ローン控除（新築住宅・買取再販住宅）

出所：筆者作成

項目		令和7年入居分（現行令和6年入居分）	
		子育て世帯等	左記以外
借入限度額	認定住宅（長期優良、低炭素）	5,000万円	4,500万円
	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
	省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円
	一般住宅	適用なし※令和6年6月までに建築した場合等は2,000万円	
控除期間		13年（一般住宅は10年）	
控除率		0.7%	
住民税の控除限度額		所得×5%（最高9.75万円）	
所得要件（合計所得金額）		2,000万円以下	
床面積要件	原則	50㎡以上	
	特例	40㎡以上 ※合計所得金額1,000万円以下で、令和7年（現行令和6年）までに建築確認を行った新築の場合	

●住宅ローン控除
住宅ローンを利用して、一定のマイホームを購入・増改築した場合、年末の住宅ローン残高

の0.7%の税額控除（住宅ローン控除）を受けられます。住宅ローン控除においては、子育て世帯等の借入限度額の増額措置が1年延長されました。

令和7年入居分まで、住宅の区分に応じて、長期優良住宅・低炭素住宅の場合には5000万円、ZEH水準省エネ住宅の場合には4500万円、省エネ基

図表3 リフォーム促進税制

出所：筆者作成

必須工事		適用時期	必須工事限度額	最大控除額（必須+その他）
長期優良住宅化	耐震+省エネ+耐久性	~令和7年12月31日	500(600)万円	75(80)万円
	耐震 or 省エネ+耐久性		250(350)万円	62.5(67.5)万円
省エネ	250万円		62.5万円	
耐震	200万円		60万円	
三世代同居	200万円		60万円	
バリアフリー				
子育て対応		~令和7年12月31日 (現行 令和6年12月31日)	250万円	62.5万円

※1 ()内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合

※2 所得要件は住宅ローン控除と同じ2,000万円以下（耐震工事のみ所得要件なし）

※3 必須工事の控除率は10%（限度額まで）。必須工事の工事限度額超過分とその他の工事の控除率は5%（1,000万円から必須工事の対象工事限度額を差し引いた額が限度）

リフォーム促進税制については、令和7年度においても引き続き、子育てに対応した住宅のリフォームが対象となります。減税の対象となる工事の限度額および最大控除額は、図表3のとおりです。

●リフォーム促進税制
住んでいる住宅に対して、一定のリフォームを行った場合には、標準的な工事費用相当額の10%等の税額控除（リフォーム促進税制）を受けることができます。なお、リフォーム促進税制では、住宅ローンを組まなくても適用を受けることができます。

また、通常50㎡以上である床面積基準についても、合計所得金額1000万円以下で、令和7年までに建築確認を行った新築の場合には40㎡以上に緩和されます（図表2）。

結婚・子育て資金 一括贈与の 非課税措置の 延長

3

教 育資金の一括贈与の非課税措置と比べ、利用実績が少ない「結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置」ですが、今回の税制改正大綱でひとまず同じ内容で、適用期限が2年延長されました。

この贈与税の非課税措置を利用すれば、18歳以上50歳未満である合計所得金額1,000万円以下の受贈者が、直系尊属である父母・祖父母等からの贈与により、結婚・子育て資金に充てるため、金融機関等との資金管理契約に基づき、信託受益権や預金、有価証券を取得した場合には、その信託受益権や預金等のうち1,000万円までの部分については、贈与税が非課税となります（**図表4**）。

超高所得者の 税負担の適正化 (令和5年度改正)

4

上 場株式等の譲渡所得などには、15%と低い所得税率が適用されます。高所得者の場合、これらの金融所得等が占める割合が高まる傾向にあるため、所得が高額になるにつれ、所得税負担率が低下するという問題が生じていました。

この問題の解決策として、令和5年度税制改正により、一定水準以上の所得がある場合には、追加の所得税負担を求める措置が定められました。この改正内容が、令和7年分の所得税から実施されます。

具体的には、基準所得金額が3・3億円を超える場合は、その超える金額の22・5%に相当する金額から、基準所得税額を控除した金額を追加納税することになります（**図表5**）。

図表4 結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置

区分	結婚・子育て資金の一括贈与	教育資金の一括贈与(参考)
適用期限	令和9年3月31日まで	令和8年3月31日まで
贈与者	直系尊属(父母や祖父母)	
受贈者	年齢条件	子・孫(18歳以上50歳未満)
	所得制限	子・孫(30歳未満)
	合計所得金額1,000万円以下	
対象費用の例	婚礼費用、新居の住居・引越費用、不妊治療・出産費用、子の医療・保育費	学校等への入学金・授業料・受験料・修学旅行・学用品費のほか、塾・習い事代
非課税限度額	1,000万円	1,500万円
贈与者死亡時の相続税	残額の取扱い	相続税の課税対象 ※受贈者が23歳未満等の場合を除く
	2割加算	孫等への2割加算あり

出所：筆者作成

給与と年金の 合計控除額の調整 (令和8年度改正予定)

5

公 的年金に対する課税については、公的年金等控除があり、給与所得に対する

図表5 高所得者の追加納付額の計算式

(前提) 所得は上場株式の譲渡所得13.3億円(申告不要制度適用)のみ。復興所得税は考慮しない。

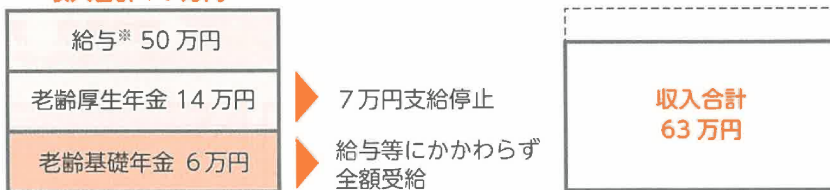
- ① $(13.3\text{億円} - 3.3\text{億円}) \times 22.5\% = 2\text{億}2500\text{万円}$
- ② $13.3\text{億円} \times 15\% = 1\text{億}9950\text{万円}$
- ③ 追加納付額 ①-②=2,550万円

図表6 在職老齢年金の支給停止額の計算例(現行)

給与50万円/月、老齢厚生年金14万円/月、老齢基礎年金6万円/月のケース

給与 + 老齢厚生年金 **64万円** > 支給停止調整額 50万円
 支給停止額 = $(64\text{万円} - 50\text{万円}) \times 1/2 = 7\text{万円}$

収入合計 70万円



※在職老齢年金の計算の対象となる給与には、1月あたりの賞与額(1年間の賞与を12で割った金額)を含む。また、税金等を控除する前の額で計算

出所: 日本年金機構ホームページをもとに編集部作成

課税には給与所得控除がありません。働きながら年金を受け取っている人は、給与所得控除と公的年金等控除の両方の適用を受けることができ、給与収入のみ

の人と比べて所得税負担が軽減されることについて、不公平であるとの指摘がありました。また、後述の「在職老齢年金支給停止調整額の引上げ」が行

われると、働きながら年金を受け取る人が増えることになり、税負担の公平性の問題がより大きな問題となります。

そこで、給与所得控除と公的年金等控除の合計額の上限を280万円とする内容の改正が、在職老齢年金制度の見直しの結果を踏まえて、令和8年度に予定されています。

在職老齢年金制度の見直し(令和7年見直し予定)

6

「在職老齢年金」制度は、65歳以上の人が一定の給与収入を得ると厚生年金が減額される仕組みです。この制度については、令和7年に見直しを検討されています。

現行の在職老齢年金制度では、1ヵ月あたりの給与と老齢厚生年金の合計が50万円(令和6年度支給停止調整額)を超え

る場合、老齢厚生年金の一部、または全額が支給停止となります。

図表6のケースの場合、年金と給与の合計額70万円のうち、老齢基礎年金6万円についてはそのまま全額支給されます。次に、給与と老齢厚生年金の合計額は64万円となり、基準額の50万円を超えています。そのため、基準額を超えた金額14万円に1/2を乗じた7万円が、老齢厚生年金の支給停止額となります。

今回の見直しでは、基準額(現行50万円)の引上げ、または将来的には制度そのものの廃止が検討されています。

これは、在職老齢年金制度が働く高齢者の意欲を削いでいることなどが問題視されているためです。人材不足が深刻化する中、本制度の見直しによって高齢者の「働き控え」解消が期待されます。